## 議案第10号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改 正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正 する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第9号)の一部を次のように改正する。 第3条に次の2項を加える。

- 3 任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
- 4 任命権者は、次に掲げる職員(規則で定める職員を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮し

て、第1項本文の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、 及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと 認める場合には、同項本文及び第2項本文の規定にかかわらず、規則 の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につ き第1項本文の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、 及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の 勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として北本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)第2条の2に規定する者を含む。以下第8条の3第1項及び第2項、第8条の4第1項から第3項まで並びに第14条第2項において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

第5条中「第3条第1項」を「第3条第1項若しくは第4項」に、「第3条第2項」を「第3条第2項から第4項まで」に改める。 第8条の3第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる職員(第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求をした場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護

を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。

第8条の3第2項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「次に掲げる職員(第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、規則で定めるところにより、その子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第14条第2項第14号中「妻」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。